



資料編

1 恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の設置

恵庭市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 恵庭市における社会福祉の推進を図るため、恵庭市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉の計画に関すること。
- (2) 市が実施する社会福祉事業の推進に関すること。
- (3) その他市長が社会福祉推進のため、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦する者
- (3) 公募で選考した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会の設置等)

第7条 審議会に、次の専門部会を置くことができる。

- (1) 高齢者福祉・介護保険専門部会
- (2) 障害者福祉専門部会
- (3) 児童福祉専門部会
- (4) その他市長が必要と認める専門部会

2 専門部会の委員は、13名以内とする。

3 専門部会の委員は、会長が審議会の委員の中から指名する。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、専門部会の審議のために必要と認める場合は、専門部会の委員を委嘱することができる。

5 専門部会の委員の任期は、市長が定める期間とする。

6 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

7 部会長及び副部会長は、第3項の規定により指名された委員の互選により定める。

8 専門部会は、審議会から付託された事項を審議し、部会長はその結果を会長に報告するものとする。

9 その他専門部会の会議については、第5条及び前条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

2 恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会委員名簿

任期：平成25年7月31日～平成27年5月26日

区分	氏名	団体名	備考
知識経験者	杉岡 直人	北星学園大学	
福祉・介護関係	西根 輝雄	恵庭市民生委員・児童委員連絡協議会	副部長
	中村 正人	恵庭市老人クラブ連合会	部長
	齊藤 英樹	介護老人保健施設アートルライフ恵庭	
	海老 厚志	恵庭市介護支援専門員連絡協議会	
	米地 崇	社会福祉法人 恵望会	
医療・保健関係	島田 道朗	恵庭市医師会	
	村松 宏之	恵庭市歯科医師会	
	樋口 秋緒	恵み野病院訪問看護室「はあと」	
各種団体	三浦 功	恵庭市町内会連合会	
	広橋 幸枝	恵庭市地域女性連絡会	

3 計画策定体制

(1) 社会福祉審議会の開催

・平成26年4月24日 ・平成27年3月3日

(2) 社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の開催

・平成26年6月25日 ・平成26年9月5日 ・平成26年11月5日
 ・平成26年11月28日 ・平成27年2月6日

(3) 利用者等及び市民の意見反映

・要介護認定者アンケート（平成26年3月14日～3月28日）
 ・一般高齢者アンケート（平成26年7月30日～8月15日）
 ・介護事業者ヒアリング調査（平成26年6月2日～8月28日）
 ・恵庭市包括ケア会議（平成26年4月15日・9月2日・12月19日）
 ・パブリックコメント（平成27年1月9日～2月9日）
 ・住民等説明会（平成27年1月20日・22日・23日・2月4日・9日）
 ※対象：地域住民・老人クラブ・民生委員等

(4) 厚生消防常任委員会の開催

・平成26年5月23日 ・平成26年6月18日 ・平成26年8月27日
 ・平成26年10月1日 ・平成26年11月21日 ・平成26年12月10日
 ・平成27年2月13日 ・平成27年3月11日